

# 桶川市職員勸奨退職要綱

令和4年4月25日

市長 決 裁

桶川市職員勸奨退職要綱（平成17年8月25日決裁）の一部を次のように改正し、決裁の日から施行する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、職員の新陳代謝を促進し、人事の刷新と行政能率の向上を図るため、職員に対する退職の勸奨について必要な事項を定めるものとする。

（適用の範囲）

第2条 この要綱に基づき勸奨を受ける職員の範囲は、年度の末日において、年齢50歳以上60歳未満で、かつ、勤続年数が20年以上の者とする。

（意向の申出）

第3条 前条の職員で勸奨を受けて退職する意向のある者は、毎年10月1日から10月末日までの間に勸奨退職意向申出書（様式第1号）を人事担当部長に提出するものとする。

（勸奨の方法）

第4条 市長は、前条の申出が人事管理上適当と認めるときは、勸奨退職通知書（様式第2号）により、退職の勸奨を行うものとする。

2 前項の規定により退職の勸奨を受けた者は、退職願（様式第3号）を人事担当部長に提出しなければならない。

（退職日）

第5条 前条の規定により退職する者（以下「勸奨退職者」という。）の退職日は、退職願を提出した日の属する年度の末日とする。

（退職手当）

第6条 勸奨退職者に支給する退職手当は、市町村職員退職手当条例（昭

和 3 8 年埼玉県市町村職員退職手当組合条例第 1 号) に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 2 5 日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

## 勸奨退職意向申出書

年 月 日

桶 川 市 長

所 属 \_\_\_\_\_

職 名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

私は、桶川市職員勸奨退職要綱に基づき、勸奨を受けて退職する意向がありますので申し出ます。

様式第2号（第4条関係）

第 号  
年 月 日

様

桶川市長



## 勸奨退職通知書

桶川市職員勸奨退職要綱第4条の規定により、退職の勸奨を行います。

様式第3号（第4条関係）

退 職 願

年 月 日

桶 川 市 長

所 属 \_\_\_\_\_

職 名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

私は、桶川市職員勸奨退職要綱の適用を受け、 年 月 日をもって退職したいので、同要綱第4条の規定により提出します。